

悪臭防止法の規定による規制地域及び規制基準（平成 20 年岩手県告示第 113 号）の一部を次のように改正し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1 特定悪臭物質の濃度による規制</p> <p>(1) 規制地域</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>奥州市の区域のうち次に掲げる地域</u></p> <p>(ア) <u>第 1 種区域（別図 2 に示す地域のうち(イ)に掲げる区域以外の区域）</u></p> <p>(イ) <u>第 2 種区域（別図 2 に示す地域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域として平成 8 年 11 月 20 日現在において同法の規定により定められた区域）</u></p> <p>ウ <u>矢巾町の区域のうち次に掲げる地域</u></p> <p>(ア) <u>第 1 種区域（別図 3 に示す地域のうち(イ)に掲げる区域以外の区域）</u></p> <p>(イ) <u>第 2 種区域（別図 3 に示す地域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域及び工業専用地域として平成 18 年 6 月 30 日現在において同法の規定により定められた区域）</u></p> <p><u>備考 別図 1 から別図 3 までは、省略し、岩手県環境生活部環境保全課並びに関係市役所及び矢巾町役場に備えておいて縦覧に供する。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 臭気指数による規制</p> <p>(1) 規制地域</p> <p>ア <u>久慈市の区域のうち次に掲げる地域</u></p> <p>(ア) <u>第 1 種区域（別図 4 に示す地域のうち(イ)に掲げる区域以外の区域）</u></p> <p>(イ) <u>第 2 種区域（別図 4 に示す地域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域及び工業専用地域として平成 11 年 6 月 18 日現在において同法の規定により定められた区域）</u></p> <p>イ <u>釜石市の区域のうち次に掲げる地域</u></p> <p>(ア) <u>第 1 種区域（別図 5 に示す地域のうち(イ)に掲げる区域以外の区域）</u></p> <p>(イ) <u>第 2 種区域（別図 5 に示す地域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域として平成</u></p>	<p>1 特定悪臭物質の濃度による規制</p> <p>(1) 規制地域</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>矢巾町の区域のうち次に掲げる地域</u></p> <p>(ア) <u>第 1 種区域（別図 2 に示す地域のうち(イ)に掲げる区域以外の区域）</u></p> <p>(イ) <u>第 2 種区域（別図 2 に示す地域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域及び工業専用地域として平成 20 年 6 月 13 日現在において同法の規定により定められた区域）</u></p> <p><u>備考 別図 1 及び別図 2 は、省略し、岩手県環境生活部環境保全課並びに大船渡市役所及び矢巾町役場に備えておいて縦覧に供する。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 臭気指数による規制</p> <p>(1) 規制地域</p> <p>ア <u>久慈市の区域のうち次に掲げる地域</u></p> <p>(ア) <u>第 1 種区域（別図 3 に示す地域のうち(イ)に掲げる区域以外の区域）</u></p> <p>(イ) <u>第 2 種区域（別図 3 に示す地域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域及び工業専用地域として平成 11 年 6 月 18 日現在において同法の規定により定められた区域）</u></p> <p>イ <u>釜石市の区域のうち次に掲げる地域</u></p> <p>(ア) <u>第 1 種区域（別図 4 に示す地域のうち(イ)に掲げる区域以外の区域）</u></p> <p>(イ) <u>第 2 種区域（別図 4 に示す地域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域として平成</u></p>

<p>19年7月2日現在において同法の規定により定められた区域)</p> <p>備考 別図4及び別図5は、省略し、岩手県環境生活部環境保全課及び関係市役所に備えておいて縦覧に供する。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>19年7月2日現在において同法の規定により定められた区域)</p> <p>備考 別図3及び別図4は、省略し、岩手県環境生活部環境保全課及び関係市役所に備えておいて縦覧に供する。</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

別図2を削り、別図3を次のように改め、同図を別図2とする。(「次のように」は省略し、この告示による改正後の別図2は、岩手県環境生活部環境保全課及び矢巾町役場に備えておいて縦覧に供する。)

別図4を別図3とし、別図5を別図4とする。